

シグマ光機株式会社行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年6月1日 ～ 2031年5月31日までの5年間
2. 内容

目標1：従業員の育児休業取得率の向上を図る。
女性従業員・・・取得率100%を維持する。
男性従業員・・・取得率100%とする。

<対策>

- 2026年9月～ 社内啓発を行い、制度について理解を深める。
- 2026年9月～ 積極的な取得に向けて管理職研修を年1回以上行う。
- 2026年9月～ 各職場における休業者の業務カバー体制（複数担当者制、多能工化など）の検討・実施

目標2：現在当社では小学3年生の子を持つ社員に適用している短時間勤務制度、始業終業時刻の繰り上げ/繰り下げの制度、並びに子の看護休暇の対象を計画期間内に小学4年生の子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 2026年9月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2026年9月～ 社内広報誌を活用して制度の周知を行う。

目標3：労使協定で決議された時間外労働時間に収まることを最終目標として、月毎に超過している時間外労働時間を50%以上の削減とする。

<対策>

- 2026年9月～ 長時間残業の是正のための管理職研修を年1回以上行う。
- 2026年9月～ 月ごとの勤怠管理期間の半ばで労使協定で決議された時間外労働時間に対して50%を超える時間外労働時間となった対象者に注意喚起する。

以上